

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 4 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和4年度橋本市水道事業会計補正予算(第1号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和4年4月26日専決

橋本市長 平木 哲朗

令和4年度 橋本市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度橋本市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	1,691,994	48,620	1,740,614
第1項 営業費用	1,601,060	48,620	1,649,680

令和4年4月26日 専 決

橋本市長 平木 哲朗